

不支給証明書について

兵庫県運輸業健康保険組合の被保険者資格喪失後6ヵ月以内に出産、または兵庫県運輸業健康保険組合の被扶養者として認定された後6ヵ月以内に出産した方で、以下に当てはまる場合は他健康保険との重複給付を避けるため、不支給証明書の提出が必要です。下記の項目を記入いただき、該当保険者で証明を貰ってください。

- (1) 兵庫県運輸業健康保険組合の被保険者資格喪失後6ヵ月以内に出産し、現在は他の健康保険に加入しているが、兵庫県運輸業健康保険組合に出産育児一時金を請求する場合。
現在加入している健康保険・共済組合・国民健康保険より、下記の保険者欄に証明を貰ってください。
- (2) 家族が以前「被保険者(本人)」として加入していた健康保険の資格喪失後6ヵ月以内に出産し、兵庫県運輸業健康保険組合に家族出産育児一時金を請求する場合。
扶養認定前に加入していた健康保険・共済組合等より、下記の保険者欄に証明を貰ってください。
ただし、扶養認定前に加入していた保険が国民健康保険の場合や、以前も家族の被扶養者だった方は、不支給証明書の提出は不要です。

兵庫県運輸業健康保険組合 御中

被保険者 家 族 出産育児一時金不支給証明書

下記の者に対して被保険者・家族 出産育児一時金は支給しないことを証明します。

記

申請者記号・番号	記号		番号	
申請者氏名				
申請者生年月日	昭・平	年	月	日
現在加入の健康保険 上記(1)に該当する方	被保険者名			
	記号		番号	
退職時加入の健康保険 上記(2)に該当する方	被保険者名			
	記号		番号	
出産者氏名				
出産者資格取得年月日	昭・平	年	月	日
出産者資格喪失年月日	平成	年	月	日
出産年月日	平成	年	月	日
出生児氏名				

平成 年 月 日

所在地

保険者 名称

電話番号